## 岩手県告示第899号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり下安家漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。 平成22年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名称 下安家漁業協同組合
  - (2) 住所 九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第3号
- 3 変更の内容

変更前			変更後	
(禁止区域)			(禁止区域)	
第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域		域	第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域	
内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしては		は	内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしては	
ならない。			ならない。	
区域	期間		区域	期間
[略]			[略]	
茂井長とろ淵から下流200メートルまで	[略]		茂井長とろ淵の上流100メートルの点か	[略]
の区域			ら <u>同淵の</u> 下流200メートル <u>の点</u> までの区	
			域	
[略]			[略]	
川口沼淵の全300メートルの区域			川口沼淵の全300メートルの区域	
松林下立岩からはしらくぼ淵までの300				
メートルの区域				
松ヶ沢保呂草滝から下流200メートルま			松ヶ沢保呂草滝の上流200メートルの点	
での区域			から <u>同滝の</u> 下流200メートル <u>の点</u> までの	
			区域	
大平どーげ滝から旧然壁渡までの300メ				
ートルの区域				
元村清水川全川及び同川との合流点か	[略]		元村清水川全川及び同川との合流点か	[略]
ら下流中の橋までの安家川本流の区域			ら下流中の橋までの安家川本流の区域	
備考 変更部分は、下線の部分である。				

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成22年11月16日